

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	統一括事業場番号
法人番号	1420005004390						

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間				
社会福祉事業	社会福祉法人伸康会 介護老人保健施設平成の家	(〒 036-8381) 弘前市独孤字石田121-1 (電話番号： 95-3981)		2025年3月1日か ら1年				
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)	
					1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による 人員不足	看護、介護	84	40時間	2時間	42時間	320時間
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者							
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
		急な離職等による人員不足	看護、介護	84			1ヶ月に4日	9:00～18:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 看護
氏名 工藤 樹理

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

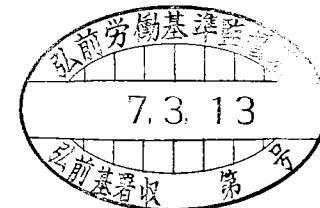
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 薛苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働
休日労働に関する協定届

労働者番号	02102020111	都道府県	所管	管轄	基礎番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	1420005004390						

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 小規模多機能サービスまごの手			(〒 036-8061) 弘前市宮川3-17-7 (電話番号： 35-3300)				2025年3月1日から1年		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）			
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
						2時間	42時間	320時間			
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻			
						1ヶ月に4日	9:00～18:00				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 介護
氏名 長谷川 恵

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

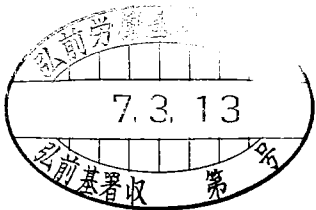
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111 都道府県 所管 基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	1420005004390		

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 デイ365		(〒 036-8381) 弘前市独狐字松ヶ沢38-2 (電話番号： 99-1212)				2025年3月1日か ら1年	
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による人員不足	看護、介護	8	40時間	2時間	42時間	320時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
	急な離職等による人員不足		看護、介護	8			1ヶ月に4日	9:00～18:00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 介護 氏名 三上 靖雄

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 理事長 氏名 薛苗俊二



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111 都道府県 所 管 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	1420006004390

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 グループホームまごの手独狐		(〒 036-8381) 弘前市独狐字石田172-1 (電話番号： 95-3000)				2025年3月1日か ら1年		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による 人員不足	看護、介護	18	40時間	2時間	42時間	320時間		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	急な離職等による人員不足		看護、介護	18			1ヶ月に4日		9:00～18:00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 介護
氏名 田村 恵美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

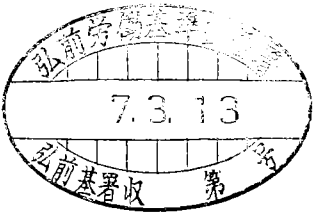
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗俊二



労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111 都道府県 所管 管轄 基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	1420005004390		

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 ライフスマイル弘前		(〒 036-8227) 弘前市桔梗野5-1-13 (電話番号： 88-8711)				2025年3月1日から1年		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)		
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)				
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による 人員不足	看護、介護	6	40時間	2時間	42時間	320時間		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
急な離職等による人員不足		看護、介護	6			1ヶ月に4日		9:00～18:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 介護
氏名 木村 由貴子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗俊二

労働基準監督署長殿

7.3.13

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	1420006004390						

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間				
社会福祉事業	社会福祉法人伸康会 ワークラボ弘前	(〒 036-8061) 弘前市宮川3-1 7-7 (電話番号： 35-3300)				2025年3月1日か ら1年				
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
					1日	1箇月 (①については45時間まで、②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、②については320時間まで)			
					法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
					2時間	42時間	320時間			
					① 下記②に該当しない労働者					
					② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者					
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	急な離職等による人員不足	障害者就労支援	10		1ヶ月に4日		9:00～18:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒										
(チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 指導員
氏名 成田 亜有子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

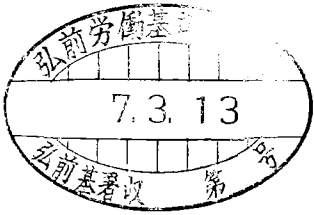
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111								
法人番号	1420005004390								

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 どれみの森		(〒 036-8151) 弘前市浜の町東1-7-4 (電話番号： 55-8150)				2025年3月1日から1年		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数				
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）			1年（①については360時間まで、②については320時間まで）
							法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)
										法定労働時間を超える時間数 (任意)
	① 下記②に該当しない労働者	利用者急変、搬送、急な離職等による人員不足	障害児童支援	6	40時間	2時間	42時間	320時間		
		② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
急な離職等による人員不足		障害児童支援	6			1ヶ月に4日	9:00～18:00			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 指導員
氏名 小野 優華

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

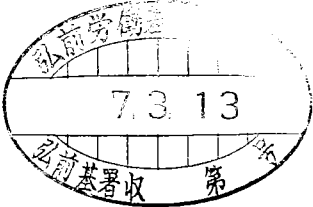
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

労働基準監督署長殿

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗俊二



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働者番号	02102020111								
法人番号	1420005004390								

様式第9号（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間	
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 ココノバ弘前校		〒036-8021 弘前市和徳町4-1 (電話番号：55-7715)				2025年3月1日から1年	
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数			
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）	
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)			
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による人員不足	障害児童支援	8	40時間	2時間	42時間	320時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
	急な離職等による人員不足		障害児童支援	8			1ヶ月に4日		9:00～18:00
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒									
(チェックボックスに要チェック)									

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 指導員
氏名 鈴木 三千香

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

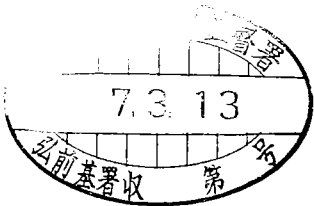
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 薛苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働者番号	02102020111	都道府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号
法人番号	1420005004390						

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 ココノバ黒石校		(〒 036-0524) 黒石市緑ヶ丘108 (電話番号： 88-9456)				2025年3月1日か ら1年			
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
					1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）			
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による 人員不足	障害児童支援	7	40時間	2時間		42時間		320時間	
		② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	急な離職等による人員不足		障害児童支援	7			1ヶ月に4日		9:00～18:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 指導員
氏名 福原 広平

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

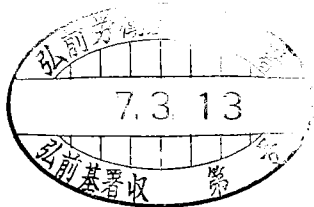
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蔭苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働者番号	02 都道府県	1 所轄	02 管轄	020111 基幹番号							
法人番号	1420005004390										

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 ココジョブ北園校			(〒 036-8151) 弘前市北園 1-2-1 9 (電話番号： 88-7778)				2025 年 3 月 1 日か ら 1 年			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）			
							法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
							起算日 (年月日)					
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による 人員不足	障害児童支援	7	40 時間	2 時間		42 時間		320 時間		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	急な離職等による人員不足		障害児童支援	7			1ヶ月に4日		9:00～18:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒												
(チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 2025 年 2 月 28 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 指導員

氏名 花田 淳

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

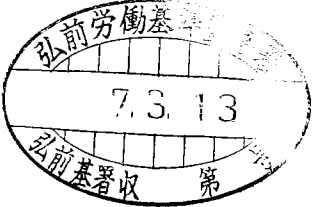
2025 年 2 月 28 日

使用者

職名 理事長

氏名 蔭苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働者番号	02102020111								
法人番号	1420005004390								

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 ココジョブジュニア		(〒 036-8316) 弘前市石渡4-1 3-7 (電話番号： 88-8655)				2025年3月1日か ら1年			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月（①については45時間ま で、②については42時間まで）		1年（①については360時間ま で、②については320時間まで）	
						法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)
						超える時間数 (任意)		超える時間数 (任意)		超える時間数 (任意)	
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による 人員不足	障害児童支援	8	40時間	2時間		42時間		320時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	急な離職等による人員不足		障害児童支援	8			1ヶ月に4日		9:00～18:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 指導員

氏名 相馬 美星子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

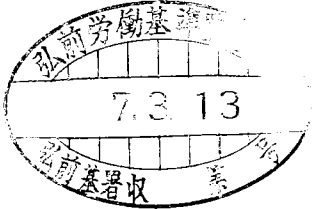
2025年 2月 28日

使用者

職名 理事長

氏名 蒔苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働者番号	02102020111								
法人番号	1420005004390								

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
社会福祉事業		社会福祉法人伸康会 シェアハウスらぼーる宮園		(〒 036-8063) 弘前市宮園 3-2-5 4 (電話番号： 88-6780)				2025 年 3 月 1 日か ら 1 年			
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)			
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
						2時間	42時間		320時間		
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	急な離職等による人員不足		障害者支援	9			1ヶ月に4日		9:00～18:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 指導員
氏名 盛 令子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

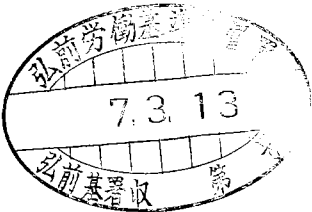
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蒔苗俊二

労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号（第16条第1項関係）

労働者番号	02102020111								
	都道府県	所轄	管轄	基幹番号	支番号	被一括事業番号			
法人番号	1420005004390								

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間					
社会福祉事業	社会福祉法人伸康会 ナーシングホーム弘前	(〒 036-8316) 弘前市石渡4-1 3-7 (電話番号： 55-6361)				2025年3月1日から1年					
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、②については320時間まで)			
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	利用者の急変、搬送、急な離職等による人員不足	障害者支援	7	40時間	2時間	42時間	320時間			
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
		急な離職等による人員不足		障害者支援	7			1ヶ月に4日		9:00～18:00	
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025年 2月 28日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 看護
氏名 寺山 圭子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 投票による選挙 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年 2月 28日

使用者 職名 理事長
氏名 蔭苗俊二

労働基準監督署長殿

